

4 償却資産申告書の記入方法（前年度に申告している方）

- 印字の内容は、令和6年度に申告いただいた内容です。
- 内容に変更がある場合は、訂正線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
- 資産に増減が無い場合には、取得価額「(二)」欄に「(イ)」欄と同額を記入してください。

(法人・個人の情報を記入します)

③ 個人番号または法人番号

個人：個人番号（12桁）

法人：法人番号（13桁）

個人の場合、番号確認・本人確認書類の提示または提出が必要です。

④ 事業種目（資本金等の額）

事業の種目を具体的に記入してください。（自動車販売業等）
法人の場合は、資本金等の金額を記入してください。

⑤ 事業開始月

個人：事業を開始した年月

法人：設立年月

⑥ この申告に応答する者の係及び氏名

この申告について直接応答できる方の氏名、電話番号を記入してください。

⑦ 税理士等の氏名

経理を委託している税理士等の氏名、電話番号を記入してください。

⑧ 短縮耐用年数の承認～

⑭ 青色申告

該当する方を○で囲んでください。

⑮ 事業所等の資産の所在地

三次市内における資産の所在地を記入してください。
2か所以上の事業所等資産の所在地がある場合は、それぞれ記入してください。

⑯ 借用資産

借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
「有」の場合は、貸主（リース会社）の名称を記入してください。

⑰ 事業所用家屋の所有区分

該当する方を○で囲んでください。

(所有者の情報を記入します)

① 住所（納税通知書送付先）

印字の内容に変更があった場合は、内容を訂正し記入してください。

必ず電話番号を記入してください。

② 氏名

印字の内容に変更があった場合は、内容を訂正し記入してください。

【法人】

法人名と代表者の氏名を記入してください。

【個人】

氏名を記入してください。

屋号があれば記入してください。

提出日を記入してください

令和 7 年度		提出用	
償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード	
令和 7 年 1 月 15 日		1234567	
1 住所 (又は納税通知書送付先)	広島県三次市十日市中二丁目8番1号 (電話 0824-62-6111)	3 個人番号 法人番号	③ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	○×商事株式会社 代表取締役 三次 太郎 (屋号)	4 事業種目 (資本金等の額)	④ サービス業 (50 百万円)
5 事業開始年月	平成 19 年 3 月	5 事業開始年月	⑤ 平成 19 年 3 月
6 この申告に答える者及び氏名	経理課 三次 一郎 (電話 0824-62-6124)	6 この申告に答える者及び氏名	⑥ 経理課 三次 一郎 (電話 0824-62-6124)
7 税理士等の氏名	税理士 三次 花子 (電話 0824-00-0000)	7 税理士等の氏名	⑦ 税理士 三次 花子 (電話 0824-00-0000)
8 短縮耐用年数の承認	有・無	8 短縮耐用年数の承認	⑧ 有・無
9 増加償却の届出	有・無	9 増加償却の届出	⑨ 有・無
10 非課税該当資産	有・無	10 非課税該当資産	⑩ 有・無
11 課税標準の特例	有・無	11 課税標準の特例	⑪ 有・無
12 特別償却又は圧縮記帳	有・無	12 特別償却又は圧縮記帳	⑫ 有・無
13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法	13 税務会計上の償却方法	⑬ 定率法・定額法
14 青色申告	有・無	14 青色申告	⑭ 有・無
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 三次市〇〇町×× ② 三次市□□町×× ③	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 三次市〇〇町×× ② 三次市□□町×× ③
16 借用資産	有・無	16 借用資産	⑯ 〇〇リース 株式会社
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家	17 事業所用家屋の所有区分	⑰ 自己所有・借家
18 備考(添付書類等)	⑱	18 備考(添付書類等)	⑱
19 前年に取得したもの(イ)	20 前年中に減少したもの(ロ)	21 前年中に取得したもの(ハ)	22 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	5 600 000	4 000 000	9 600 000
2 機械及び装置	2 700 000	10 000 000	12 700 000
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具・器具及び備品	4 450 000	350 000	6 300 000
7 合計	12 750 000	350 000	20 300 000
23 評価額(ホ)	24 決定価格(ヘ)	25 課税標準額(ト)	
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具・器具及び備品			
7 合計			

(取得価額について記入します)

⑲～⑳

前年までに取得したもの(イ)

昨年までの申告に基づき、取得価額を印字しています。

前年中に減少したもの(ロ)

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

この欄の合計額は「償却資産一覧表」で減少した額の取得価額の合計額と同じです。

前年中に増加したもの(ハ)

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

この欄の合計額は「種類別明細書(増加資産用)」の取得価額の合計額と同じです。

計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)

取得価額の合計額を種類別に記入してください。

資産の増減がなくても記入してください。

(イ)と同額を記入)

(一般申告の場合は記入の必要はありません)

⑳～㉑

評価額(ホ)

決定価格(ヘ)

課税標準額(ト)

(企業電算処理方式により申告する場合は、必要事項を記入してください。)

(申告について参考となることを記入します)

⑲ 備考

次のような事項を記入してください。

○所有者の住所、氏名等に異動があった場合の異動年月および旧住所、旧氏名等の参考となる事項

○申告する資産に増減、変更がない場合は、「増減なし」等の事項

○申告する資産がない場合は、「該当なし」等の事項

○添付した書類の名称

「耐用年数の短縮の承認通知書の写し」

「増加償却の届出書の写し」等

○非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項

その他、この申告に必要な事項および参考となる事項

償却資産申告書の記入方法（初めて申告する方）

- 三次市で初めて申告する方は、令和7年1月1日現在所有しているすべての資産を別紙「種類別明細書」に記入してください。
- ※直近の決算での減価償却資産明細書（計算書）の写しを提出されても差し支えありません。

（法人・個人の情報を記入します）

③ 個人番号または法人番号

個人：個人番号（12桁）

法人：法人番号（13桁）

個人の場合、番号確認・本人確認書類の提示または提出が必要です。

④ 事業種目（資本金等の額）

事業の種目を具体的に記入してください。（自動車販売業等）

法人の場合は、資本金等の金額を記入してください。

⑤ 事業開始月

個人：事業を開始した年月

法人：設立年月

⑥ この申告に応答する者の係及び氏名

この申告について直接応答できる方の氏名、電話番号を記入してください。

⑦ 税理士等の氏名

経理を委託している税理士等の氏名、電話番号を記入してください。

（所有者の情報を記入します）

① 住所

個人：ご自宅の住所（住民登録地）

法人：本店所在地

送付先：納税通知書や申告書の送付先（上記と異なる場合のみ）

送付先を設定する場合は下段に（ ）で記入してください。

必ず電話番号を記入してください。

② 氏名

漢字にはふりがなを振ってください。

【法人】

法人名と代表者の氏名を記入してください。

【個人】

必ず押印し、屋号があれば記入してください。

（取得価額について記入します）

⑬～⑭

前年中に増加したもの（ハ）

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

この欄の合計額は「種類別明細書増加資産用」の取得価額の合計額と同じです。

※初めて申告する方は、全資産をこの欄に記入してください。（前年以前に取得した資産も併せて記入してください。）

計（イ）－（ロ）＋（ハ）（ニ）

取得価額の合計額を種類別に記入してください。

提出日を記入してください

令和 7 年度		提出用	
償却資産申告書（償却資産課税台帳）		※所有者コード	
令和 7 年 1 月 15 日		*記入の必要はありません	
1 住所	広島県三次市十日市中二丁目8番1号 (電話 0824-62-6111)	3 個人番号 法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
2 氏名	〇×商事株式会社 代表取締役 三次 太郎 (印)	4 事業種目 (資本金等の額)	サービス業 (50 百万円)
5 事業開始年	平成 19 年 3 月	5 事業開始月	3
6 この申告に 応答する者 及び氏名	経理課 三次 一郎 (電話 0824-62-6124)	6 経理課	三次 一郎
7 税理士等 氏名	税理士 三次 花子 (電話 0824-00-0000)	7 税理士	三次 花子
8 短縮耐用年数の承認	有・無	9 増加償却の届出	有・無
10 非課税該当資産	有・無	11 課税標準の特例	有・無
12 特別償却又は圧縮償却	有・無	13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
14 青色申告	有・無	15 市(区)町村内に おける事業所等 資産の所在地	① 三次市〇〇町×× ② 三次市□□町×× ③
16 借用資産	有・無	16 貸主の名称等	〇〇リース 株式会社
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家	17 自己所有・借家	
18 備考（添付書類等）		18	
19 前年以前に取得したもの（イ）	20 前年中に減少したもの（ロ）	21 前年中に取得したもの（ハ）	22 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物		4 0 0 0 0 0 0	4 0 0 0 0 0 0
2 機械及び装置		10 0 0 0 0 0 0	10 0 0 0 0 0 0
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具・器具及び備品		6 3 0 0 0 0 0	6 3 0 0 0 0 0
7 合計		20 3 0 0 0 0 0	20 3 0 0 0 0 0
23 評価額（ホ）	24 決定価格（ヘ）	25 課税標準額（ト）	
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具・器具及び備品			
7 合計			

* 記入の必要はありません

企業電算処理方式により申告する場合は、必要事項を記入してください。

一般申告の場合は記入の必要はありません

⑬～⑭

評価額（ホ）

決定価格（ヘ）

課税標準額（ト）

（企業電算処理方式により申告する場合は、必要事項を記入してください。）

（申告について参考となることを記入します）

⑮ 備考

次のような事項を記入してください。

○申告する資産がない場合は、「該当なし」等の事項

○添付した書類の名称

「耐用年数の短縮の承認通知書の写し」

「増加償却の届出書の写し」等

○非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項

その他、この申告に必要な事項および参考となる事項

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

【前年度申告した方】

- 前年度申告した方は、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産を記入してください。
- 令和6年1月1日以前に取得した資産で、申告する必要がある資産がある場合は記入してください。

【初めて申告する方】

- 三次市に初めて申告する方は、令和7年1月1日現在所有しているすべての資産を記入してください。
- 直近の決算での減価償却資産明細書（計算書）の写し（確定申告から令和7年1月1日までの異動を修正した明細書）を提出されてもかまいません。

申告年度を記入してください

令和 **7** 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

（資産内容を記入します）

② 資産の種別

資産の種別欄に記入する数字は、次のとおりです。

- 1: 構築物
- 2: 機械及び装置
- 3: 船舶
- 4: 航空機
- 5: 車両及び運搬具
- 6: 工具、器具及び備品

③ 資産の名称等

資産の名称を記入してください。

※漢字・ひらがなの記入もできます。

④ 数量

申告資産の数量を記入してください。

⑤ 取得年月

資産を取得した年月を記入してください。

（年号欄）

令和 : 5
平成 : 4
昭和 : 3

例：平成26年4月に取得
⇒年号：4
年：26

※ 所 有 者 コー ド ※		※ 記入の必要はありません ※		④ 数量		⑤ 取得年月		⑥ 取得価額		⑦ 耐用年数		⑧ 提出用		⑨ 価額		⑩ 課税標準の特例		⑪ 課税標準額		⑫ 摘要	
資産番号	資産コード	資産の名称等	数量	年号	年	月	取得価額	耐用年数	提出用	提出用	提出用	提出用	提出用	提出用	提出用	提出用	提出用	提出用	提出用	提出用	提出用
01	1	駐車場 舗装	1	4	2	6	4	4,000,000	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
02	2	機械式駐車設備	1	4	1	8	4	10,000,000	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
03	6	冷凍ショーケース	1	4	2	6	8	3,000,000	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
04	6	レジスター	1	4	2	6	8	500,000	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
05	6	陳列だな	2	4	2	5	10	1,800,000	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
06	6	防犯カメラ	2	4	2	7	8	1,000,000	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
07																					
08																					
09																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
小 計								20,300,000													

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

三次市

⑥ 取得価額

資産を取得するために支出した金額または、支出すべき金額（付帯費用を含む）を記入してください。

⑦ 耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1、第2、第5および第6に掲げる耐用年数を記入してください。

（一般申告の場合は記入の必要はありません）

⑧～⑪

減価残存率（ロ）、価額（ハ）、課税標準の特例、課税標準額

（企業電算処理方式により申告する場合は、必要事項を記入してください。）

① 所有者名

氏名または名称を記入してください。

⑫ 増加理由

資産を取得した理由について該当する番号を○で囲んでください。

- 1: 新規取得
- 2: 中古品取得
- 3: 移動による受け入れ
- 4: その他

⑬ 摘要

次のような事項を記入してください。

○課税標準額の特例がある資産については、その旨と適用条項を記入

（例：特349の3④）

○耐用年数の変更があった場合にはその旨を記入

（例：前〇年）

○耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨を記入

（例：短）

○中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨を記入

（例：中）

○増加償却を適用している資産については、その旨を記入

（例：増）

その他、当該資産の価格の決定に当たって必要な事項

償却資産一覧表（減少・修正用）の記入方法

- 印字の内容は、令和6年度に申告いただいた内容です。
資産の減少、修正がある場合は次のとおり修正をお願いします。
- 資産に減少、修正が無い場合には、記入は不要です。
- 三次市に初めて申告する方については、この用紙は送付していません。

④ 耐用年数を修正した場合

耐用年数の修正箇所に訂正線を引き、正しい数字を記入してください。

（例：省令改正で耐用年数を修正した場合）

【摘要欄への記入】

- ・省令改正による
- ・耐用年数の誤り 等

⑤ 資産の一部が減少した場合

数量、金額の修正箇所に訂正線を引き、正しい数字を記入してください。

「減少の事由及び区分」欄の該当する減少事由を○で囲み、「2：一部」を○で囲んでください。

（例：陳列ケース2台のうち1台を廃棄した場合）

⑥ 資産の全部が減少した場合

訂正線を引き、「減少の事由及び区分」欄の該当する減少事由を○で囲み、「1：全部」を○で囲んでください。

（例：給湯器を売却した場合）

⑦ 資産の一部を修正する

修正箇所に訂正線を引き、その欄内に修正すべき内容を記入してください。

（例：コピー機の名称および取得年を修正した場合）

① 資産の種別

資産の種別欄に記入する数字は、次のとおりです。

- 1：構築物
- 2：機械及び装置
- 3：船舶
- 4：航空機
- 5：車両及び運搬具
- 6：工具、器具及び備品

② 減少の事由及び区分

該当する数字を○で囲んでください。

【減少事由】

- 1. 売却
- 2. 減失
- 3. 移動
- 4. その他

【減少区分】

- 1. 全部

③ 摘要

減少、変更のあった資産について、その事由を具体的に記入してください。

資産が減少した事由について

- 1. 売却：売却先の名称
- 2. 減失：減失理由
- 3. 移動：受け入れ先の所在地
- 4. その他：1～3に該当しない事由

資産を修正した事由について

名称の修正：名称変更
取得年月の修正：取得年（月）の誤り
耐用年数の修正：④を参考

前年度の資産（昨年申告分） 令和6年 1月 1日現在		償 却 資 産 一 覧 表		提出用 （義務者番号： 10000001）		1ページ							
義務者名 〇×商事株式会社													
資産番号	種別	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期			取得価額(円)	特例 非課税	申告 年度	減少の事由及び区分			摘 要
				年	月	日				1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部	
1001	1	コンクリート舗装	1	4	19	6	15			1・2・3・4	1・2		
1002	1	屋上看板	1	4	19	6	10			1・2・3・4	1・2		
1003	1	フェンス	1	4	19	6	10			1・2・3・4	1・2		
種類合計			3							1・2・3・4	1・2		
							8			1・2・3・4	1・2		
1004	2	自動包装機	1	4	19	8	10			1・2・3・4	1・2	省令改正による	
1005	2	シール機	2	4	23	3	10			1・2・3・4	1・2		
種類合計			3							1・2・3・4	1・2		
										1・2・3・4	1・2		
1006	6	陳列ケース	2	4	19	8	8			1・2・3・4	1・2	廃棄	
1007	6	冷蔵庫（中古）	1	4	19	8	3			1・2・3・4	1・2		
1008	6	給湯器	1	4	20	4	6			1・2・3・4	1・2	〇〇コーポレーションへ売却	
1009	6	ノートパソコン	4	4	22	3	4			1・2・3・4	1・2		
1010	6	プリンタ	2	4	22	3	5			1・2・3・4	1・2		
1011	6	コピー機 カラーコピー機	1	4	23	10	5			1・2・3・4	1・2	名称変更・取得年月の誤り	
種類合計			11							1・2・3・4	1・2		
			9							1・2・3・4	1・2		
										1・2・3・4	1・2		
										1・2・3・4	1・2		
										1・2・3・4	1・2		
合 計			15							1・2・3・4	1・2		
			17							1・2・3・4	1・2		

種別 1.構築物 2.機械及び装置 3.船舶 4.航空機
5.車両及び運搬具 6.工具・器具及び備品

取得時期の年号 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和

特例・非課税 特・特例 非・非課税